

半島振興対策実施地域における 固定資産税の不均一課税

1 半島振興対策実施地域

半島振興法により半島振興対策実施地域に指定された区域
津幡町において、産業の振興に関する計画を策定する地区として関係大臣が指定する地区（津幡町全域）

2 対象要件等

- (1) 対象となる事業の種類
製造業、旅館業（下宿営業を除く）
- (2) 取得価格の合計額（土地の取得価格は含まない。）

・個人及び資本金 1,000 万円以下の法人	500 万円以上
・資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下の法人	1,000 万円以上
・資本金 5,000 万円超の法人	2,000 万円以上
- (1)-1 対象となる事業の種類（H27 年より追加）
情報サービス業、農林水産物等販売業
- (2)-1 取得価格の合計額（土地の取得価格は含まない。）
500 万円以上（資本金制限なし）
- (3) 青色申告の要否 要する

3 対象となる資産

指定地区内に新設又は増設（取得、改修を含む）した次の資産
（所得税法又は法人税法において、租税特別措置法第 12 条又は第 45 条の規定による特別償却の適用を受けられるもの）

- (1) 家屋 事業の用に供する部分
- (2) 償却資産 事業の用に供する機械及び装置、附属設備
- (3) 土地 取得後 1 年以内に当該建物の建設に着手した敷地で、
直接各事業の用に供する部分

※家屋の建築が遅れた場合には、対象となる期間が 3 年以下となる場合があります。

4 不均一課税の適用期間

当該固定資産税を新たに課することになった年度以降 3 箇年度

5 不均一課税の税率

- (1) 初年度 100 分の 0.01 (0.01%)
- (2) 第 2 年度 100 分の 0.35 (0.35%)
- (3) 第 3 年度 100 分の 0.70 (0.7%)

6 提出する書類

- (1) 固定資産税不均一課税申請書
- (2) 減価償却資産に係る取得価格等明細書
- (3) 主要生産品目の増加生産額内訳書（製造業のみ）
- (4) 家屋及び土地の取得価格等の明細書
- (5) 添付書類

ア 家屋

- a 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- b 建築確認申請書及び検査済証の写し
- c 建物平面図、立面図及び事業所在地内の建物配置図
- d 建物表示登記及び登記事項証明書の写し
- e 新增設した建物の写真（内部、外部）

イ 土地

- a 売買契約書及び登記事項証明書の写し

ウ 償却資産

- a 機械及び装置、構築物の配置図
- b 生産工程図（製造業のみ）
原材料から製品になるまでの工程を図式化して、新增設の機械及び装置がどの工程で使用されているかを明記したもの
- c 新增設した機械及び装置、構築物の写真

エ 減価償却に関する書類

- a 個人
 - (a) 新增設に係る所得税法青色申告決算書の減価償却費計算書の写し
- b 法人
 - (a) 法人確定申告書及び決算書の写し
 - (b) 減価償却資産の償却額の計算に関する明細書（別表16）の写し
 - (c) 工業用機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する附表の写し
 - (d) 固定資産減価償却内訳明細書（固定資産台帳）の写し

オ その他参考となる書類（特別償却が行われなかった場合の理由書など）

7 不均一課税の該当期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日

8 申請書の提出期限 毎年1月31日

（減価償却に関する書類は、新增設に係る事業の青色申告書を提出後）

提出先・お問い合わせ 〒929-0393 石川県河北郡津幡町字加賀爪二3番地

津幡町役場 町民生活部税務課 固定資産税係

TEL : 076-288-2123 FAX : 076-288-7935

メール : zeimu@town.tsubata.lg.jp